「海洋産業創出のステップ」 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 湯原哲夫

2007 年に海洋基本法が施行され、そこで、海洋の開発と利用は我が国経済社会の存立基盤であること、海洋の安全確保の重要性に鑑みそのための取組みを積極的に推進すること、等が基本理念として掲げられた。しかしながら、海洋資源・エネルギーの開発は進んでおらず、また EEZ 内では安全保障に関わる様々な問題が発生している。海洋新産業(海底資源、海洋エネルギー)の創出、そして排他的経済水域における安全保障問題を議論・検討するために、キヤノングローバル戦略研究所海洋立国研究会を設けて活動を行ってきた。

昨年(2010年)の第1回シンポジウム「問われる資源戦略 ~資源セキュリティと海洋産業立国の推進~」ではノルウェーの海底資源開発と産業化のステップが議論された。資源開発会社を持たなかったノルウェーが、政策と法整備、技術基盤、産業育成と公的機関、競争と協調をキーワードとして、いかに海底資源開発を基幹産業へと導いたかが紹介された。イギリスの海洋エネルギー、デンマークの洋上風力発電、ブラジルの深海底石油開発など、海洋における新産業創出事例を調査した結果、同様のステップで戦略的に取り組まれていることがわかった。事例として紹介する世界の海洋エネルギーの動向では、戦略的に進められている他国の展開がいかに進んでいるかが理解できる。

海洋産業創出に必要なステップを整理する。第一に、資源・エネルギーの自給率向上や国際競争力のある産業育成という、国のエネルギー政策・新産業構造政策に沿った政策目標を設定し、それに向けた法整備を行う。このステップでは「海洋開発に対する国家の意志」を明らかにし、海域利用や環境規制に関する誘導政策を立てる。次に、海洋における新産業創出のリスクを公的資金、公的基盤によって政策的に回避して、民間企業のリスクを低下させる。特に海洋において高いリスクとなる実海域の利害調整や実証設備は、どの事例も国主導で整備されている。これらが整ったうえで初めて、民間に対する支援を通して産業創出の段階に入る。特徴的なのは、技術(作る人)や市場(買う人)だけでなく、ベンチャー等の事業者(売る人)の創出に対して積極的に支援を行っていることである。また国際競争力のある産業育成に向けて、規格基準(システムー標準一認証)を一体的に推進することや、途上国への輸出プロジェクトの創出等にも取り組んでいる。

日本ではこのような新産業創出のステップを実施してきていない。海洋エネルギーを例に産業創出に向けた取組みを評価すると、1990年代には、技術開発ではトップランナーであった日本が、現在、世界の産業競争力の中では周回遅れとなっている。日本は2011年度から海洋再生可能エネルギーの予算が確保され、本格的な取組みが始まる。そこでは、上記議論を踏まえた戦略的な取組みが必要である。具体的なメニューとして2020年・2030年の数値目標設定、「海洋再生可能エネルギー利用促進特別措置法」の整備、公的R&D機関の民間利用の促進、実海域実証フィールド整備等のインフラ整備を公設民営で進めること、大型プロジェクトの創出と公的資金の投資、開発・標準・認証制度の一体的推進を提案する。

またこれを推進する母体として、「行政の一元化(国交、経産、環境、文科)」と、「産学官の協調と競争」が不可欠である。2013年の海洋基本計画見直しでは、これらを織り込んだ取組みが必要である。